

平成27年9月2日

公表済みとなった介護サービス情報の変更の取扱いについて

鳥取県福祉保健部長寿社会課
介護サービス事業・施設担当

介護サービス情報の公表において、既に公表済みとなっている情報については、原則、変更（更新）を行うことはできません。

ただし、下記の項目の内容に変更があった場合には、変更（更新）を行うことができます。

については、下記の項目の内容に変更があった場合には、速やかに様式4を長寿社会課に送付してください。様式4に記載された内容を、長寿社会課で修正いたします。

なお、下記の項目以外について内容の変更があった場合には、公表後に変更することはできません。

記

1. 公表情報の変更（更新）を行うことができる項目

1. 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
法人等の代表者の氏名及び職名
法人等の設立年月日
法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
2. 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
介護保険事業所番号
事業所等の管理者の氏名及び職名
当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
事業所等までの主な利用交通手段

2. 様式4「介護サービス情報(基本情報)の変更に関する申出書」の送付先

様式4に押印の上、下記宛先に郵送をお願いいたします。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県福祉保健部長寿社会課 介護サービス事業・施設担当

※封筒に「介護サービス情報(基本情報)の変更に関する申出書 在中」と記載してください。

※変更のあった項目については、様式4の到着後、長寿社会課側で公表情報の修正を行います。